なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。また、上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成23年４月１日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、１年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進ＰＰＰとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法をいう。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ　用途　次の(a)又は(b)のいずれかに該当する施設

(a)　事務所又は庁舎

(b)　複合用途施設（１棟で(a)の用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）

(C)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D)　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

イ　工事種別　電気工事

(A)　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ　技術士（建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）

ｂ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

ｃ　１級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請け又は下請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｃまでの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。施工実績は、公共・民間工事を問わない。また、同種工事の経験として記載した工事の従事期間については、当該工事へ従事した期間が工期（設計図書、打合せ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く）の１／２未満の場合は、同種工事の経験としては認めないこととする。ただし、当該工事へ従事した期間が、12か月以上の場合は、同種工事の経験として認めるものとする。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ

ｂ　用途　ア(B)ｃに同じ

ｃ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

(C)　ア(C)に同じ。

(D)　ア(D)に同じ。

ただし、一の建設企業が、上記④ア(A)から(C)までのすべての工事を実施する場合、又は上記④ア(A)及び(B)の工事に携わる場合、ア(D)の「建設企業」を「建設企業又はその一次下請け企業」に読み替える。

ウ　工事種別　管工事

(A)　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ　技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門若しくは衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）

ｂ　一級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照。）

ｃ　１級管工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請け又は下請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｃまでの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。施工実績は、公共・民間工事を問わない。

また、同種工事の経験として記載した工事の従事期間については、当該工事へ従事した期間が工期（設計図書、打合せ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く。）の１／２未満の場合は、同種工事の経験としては認めないこととする。ただし、当該工事へ従事した期間が、12か月以上の場合は、同種工事の経験として認めるものとする。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ

ｂ　用途　ア(B)ｃに同じ

ｃ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備